

## 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会

本議会に、相模原市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

- 1 名称 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会
- 2 調査事項 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の決定経過及び進捗に係る全容説明、議会への説明・答弁の真偽、責任の所在について
- 3 調査権限 地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。
- 4 委員の定数 9名
- 5 調査の期限 調査事項の調査終了まで（令和3年12月末日を目途とする。）
- 6 調査経費 本調査に要する経費は100万円以内とし、追加の必要が生じた場合には、改めて協議する。

令和3年3月24日設置